

規制の事前評価書

政策の名称	特定労働者派遣事業の廃止	担当部局名	職業安定局派遣・有期雇用 対策部需給調整事業課	作成責任者名	需給調整事業課長 富田 望	評価実施時期	平成26年3月
法令案等の名称・関連条項	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条、第2章第2節						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状、規制の必要性等】</p> <p>○ 現行制度において、労働者派遣事業は、原則として許可制としています(一般労働者派遣事業)が、派遣労働者が常時雇用される労働者のみである形態の事業については、届出により行うことが認められています(特定労働者派遣事業)。</p> <p>○ 特定労働者派遣事業は、労働者の雇用の安定が図られていることから届出制としているものですが、特定労働者派遣事業の派遣労働者の中には有期雇用契約を反復更新している者も含まれており、必ずしも雇用の安定が図られていないとの指摘がされています。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>○ 労働者派遣事業の適正な事業運営の確保を図るために、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区分を廃止し、労働者派遣事業を行おうとする者は、一律に厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととします。</p>						
想定される代替案	特定労働者派遣事業を「派遣労働者が期間の定めなく雇用されている労働者のみである形態の労働者派遣事業」とし、有期雇用派遣労働者を雇用する場合は、許可制とすることが考えられます。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	現在特定労働者派遣事業を行っている者について、許可を得るための新たな費用が発生します。	現在特定労働者派遣事業を行っている者のうち、有期雇用派遣労働者がいる事業主については、許可を得るための新たな費用が発生します。					
2 行政費用	特定労働者派遣事業の届出に係る業務より労働者派遣事業の許可審査に係る業務の方が多いため、国において新たな費用が発生します。	新たに許可を得ようとする者に関する許可審査に係る業務については、新たな費用が発生します。					
3 その他の社会的費用	許可基準を満たせない事業所は、労働者派遣事業を行うことができなくなります。	許可基準を満たせない事業所は、労働者派遣事業を行うことができなくなります。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	許可基準を満たした事業者のみが労働者派遣事業を行うことになり、労働者派遣事業の健全な育成が図られ、その結果派遣労働者の保護がより図られることとなります。	雇用が安定していない有期雇用派遣労働者を雇用する派遣元事業主は許可を受ける必要が生じ、その結果派遣労働者の保護がより図られることとなります。 しかし、派遣労働者のキャリア形成支援制度が義務付けられない届出制度が継続されることにより、この届出制度の対象となる「無期雇用派遣労働者」のキャリアアップ措置の実効性が法律上担保できず派遣労働者の保護を図ることができないおそれがあることから、キャリア形成支援制度を有する許可基準を満たした事業者のみが労働者派遣事業を行う改正案と比較すると便益は下回ることが想定されます。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案は代替案に比して、より多くの費用が発生しますが、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護を実現することによる便益が大きいため、改正案の方が望ましいと考えられます。						
有識者の見解その他関連事項	本改正案は、「労働者派遣制度の改正について」(平成26年1月29日労働政策審議会建議)を踏まえたものです。						
レビューを行う時期又は条件	政府は、本改正案の施行後三年を目途として、改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。						